

労災保険 (Workers' Compensation Insurance)

就業中または通勤途上に起きた事故、職業病に起因する労働者の約定金額までの治療費用（実費）、休業補償、死亡・後遺障害を補償いたします。

【補償内容】

1. 医療費用：上限額まで治療費用実費をお支払いいたします。
2. 休業補償：傷害・職業病で就業できない場合、給与の6～12ヶ月分を限度としてお支払いいたします。
3. 死亡・後遺障害：死亡・後遺障害（81%以上）の場合は、給与30ヶ月分の全額、それ以外の場合は後遺障害の度合いに応じて所定の割合にてお支払いいたします。

特約追加にて、以下も保険料増額なしで拡張カバーいたします。

- －会社が提供した食事によって起こった食中毒
- －会社が催した社員旅行中の突発的・偶発的なケガ

【補償条件】

治療費：1,000～2,000 USD／一人当たり／一事故当たり

休業補償：給与6ヵ月分まで（または12ヶ月分まで）

死亡・後遺障害：給与30ヶ月分まで

【社員のアップデート】

入社・退社から60日以内にご申告いただきます。

変更部分分かるような形で1、2ヶ月ごとに最新の社員データを送付いただきます。

保険料の調整は保険満期後、一括して行います。

【お見積りに必要な情報】

社員データ（社員フルネーム、生年月日、職種、給与（米ドルorベトナムドン））

エクセルデータでお送りください。英語またはベトナム語でご記載ください。

24時間拡張バージョン

勤務時間中以外のケガ、労働災害以外のプライベートでの突発的外来的なケガも

24時間補償する福利厚生型の保険です。

保険料は上記通常の労災保険の約3割増しです。

医療保険

ケガのみならず、病気もカバーできる医療保険も取り扱いがございます。詳しくはお問い合わせください。

新労働法 抜粋

第142条 労働災害

1. 労働災害とは、業務、任務の遂行と堅く結びついた就労の過程において発生し、被雇用者の身体、機能の一部に損傷を与える、または死亡に至らせられる災害である。当該規則は、職業訓練性、使用期間中の雇用者に対しても適用される。
2. 労働災害に遭った被雇用者に対しては、迅速な救急措置が取られ、周到な治療が実施されなければならない。
3. 職場における労働災害、職業病、又は深刻な事故は、政府の規定に基づいて、申告、調査、記録書の作成、定期的な統計及び報告が行われる。

第143条 労職業病

1. 職業病とは、被雇用者に及ぼす業務上の有害な労働条件により発生する病気である。ベトナム労働総連盟および雇用者の代表組織の意見を聴取した後、保健省を主管として、労働傷病兵社会事業省と協力し、職業病のリストを公表する。
2. 職業病に遭った被雇用者は、周到な治療又は定期的な健康診断を受けることができ、別途の健康記録を所持する必要がある。

第144条 労働災害・職業病の被害を受けた被雇用者に対する雇用者の責任

1. 医療保険に加入している被雇用者に対しては、被雇用者負担の費用、および医療保険が負担するリストにない費用を支払う。医療保険に加入していない被雇用者に対しては、応急処置・救急から安定するまでの治療費のすべてを支払う。
2. 労働災害・職業病の被害を受けて休業する被雇用者に対し、休業する治療期間の労働契約に基づく賃金を十分に支払う。
3. 本法第145条の規定に基づいて、労働災害・職業病の被害を受けた被雇用者に賠償する。

第145条 労働災害・職業病の被害を受けた被雇用者の権利

1. 強制社会保険に加入している被雇用者は、社会保険法の規定に基づいて、労働災害・職業病の制度を享受することができる。
2. 強制社会保険の加入対象である被雇用者は、雇用者が社会保険料を社会保険機関に納付していない場合、社会保険法の規定に基づいて、雇用者から労働災

害・職業病の制度に対応する金額の支払いを受けることができる。

支払いは、各事業者の合意により1回または毎月行われる。

3. 労働災害・職業病の被害を受けた被雇用者で、原因が被雇用者の過失によらず、労働能力が5%以上喪失した場合、雇用者は以下の水準で賠償を行う。
 - a) 労働能力喪失率が5%以上10%以下の場合、労働契約による賃金の少なくとも1.5か月分。労働能力喪失率が11%以上80%以下の場合、喪失率が1%上昇するごとに労働契約による賃金の0.4か月分が加算される。
 - b) 労働能力喪失率が81%以上の被雇用者、または労働災害により死亡した被雇用者の家族に対しては、労働契約による賃金の少なくとも30か月分。
4. 原因が被雇用者の過失の場合でも、被雇用者は本条第3項で規定する水準の少なくとも40%相当額の手当を受け取ることができる。